

## 令和4年度第4回 鳴門市児童福祉審議会 議事の概要

日 時 令和5年1月27日(金) 午後6時30分～

場 所 うずしお会館2階 第2会議室

出席者 委員11名、関係課・事務局職員12名

欠席者 委員6名

傍聴者 0名

### 概要

#### 1 開会

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議事

##### (1)「(仮称)鳴門市子ども条例」パブリックコメント結果について

(委員)

高校生からどんな意見があったのか。概要を教えてください。

(鳴門市)

高校生からは日常生活に基づいた「こういう町に住みたい。」という形の意見があった。条例についても説明したものの、条例の内容に大きく踏み込んだ意見は少なかったが、「自分たちの町がどうしたらよくなるか。」「自分たちが住みたくなる、将来生活したくなるのはどういった町なのか。」ということ踏まえて回答を頂いた。

(委員)

高校生からの意見をもらう際にその意見がどのように活用されるかについて約束はしていないかもしれないが、大人からすると子どもたちが何を考えているか知りたいので条例に直接的に関係なかったとしても良い形で公表できる機会があればいいと思う。

(委員)

パブリックコメントに「ヤングケアラー、児童虐待、などの問題を早期に発見できる取り組みがあった方が良く思う。」(パブリックコメント意見概要と回答一覧5ページ、項目12)という意見がある。以前、新聞で無園児についての記事があった。無縁児とは、保育所や幼稚園に通っていない、小学校入学前の0歳から5歳の子どものこと。無園児になる理由として「経済的な理由」や「子どもを家庭で学ばせたい。」という理由であった。また、虐待などの事件の2割が無園児と関係があると指摘されていた。市において、虐待されているような児童がいるなら、本年4月より、国で子ども家庭庁を発足することでこのような無園児に対する対策費として多くの予算がつくということを行政の方は心に留め、利用されてはいかがか。

(鳴門市)

今のご意見について、国の来年度予算でどういった形で支援していくのかについては今後勉強していく。現状においては無園児対策として保育所や一時預かり、拠点事業で保育所に通われていない方のサポートをしている。現に、利用をされているところが危険を事前に察知して情報提供を頂くこともある。市としても子ども家庭庁ができる中で部をまたぎ、福祉部局や教育委員会等が連携しながら情報共有をして、取り残さない子どもへの支援を行っていきたいと考えている。また、地域や市民の皆さまにも協力を頂くことがあると思うので、よろしくをお願いします。

## (2)「(仮称)鳴門市子ども条例」(素案)について

(鳴門市)

今回、素案という形でパブリックコメントを出し、条例の名称については仮称をつけた形でパブリックコメントを実施した。条例の名称についての意見もあるかと思っていたが、意見は無かった。名称についてはこのままではいけないのでこの場で決めて頂けるようお願いする。事務局案として案A「鳴門市子どもの笑顔条例」、案B「鳴門市子ども・子育て支援条例」、案C「鳴門市えがお輝く子どもを守り育む条例」、案D「鳴門の未来を創る子ども条例」の4つを考えた。委員の皆さまも意見等あると思うので、これらの事務局案を踏まえ、条例の名称について審議願いたい。

(委員)

この条例案で言う、「子ども」の対象は何歳から何歳までというのはあるのか。

(鳴門市)

子どもの定義については条例の第2条の中で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいうと定めており、いわゆる高校3年生相当の方までが対象となる。ただし、例えば引きこもり等で年齢が過ぎても支援が必要という方もいると思うのでそのような方については引き続き支援を行うこととしている。

(委員)

条例の名称案であるが0歳から18歳までと幅が広いので小さな子でも耳で聞いただけで分かるような名前がいいかなと個人的に思う。短くて、例えば、「笑顔」という言葉を小さな子が理解できないのであれば「ニコニコ」に変えるとかみんなが分かるような名称にしてあげたらいいと思う。

(会長)

先程の意見を踏まえ、「鳴門市子どもニコニコ条例」というのもいいかもしれない。

(委員)

条例の名称は楽しいものもいいが、国で今年4月から施行される「子ども基本法」を踏まえていると分かった方がいいと思うので「鳴門市子ども条例」というシンプルな名称がいいかなと思った。このシンプルな「鳴門市子ども条例」という名称を案に入れなかったのは市として何か意図はあったのか。

(鳴門市)

他の自治体でも「子ども条例」は作られており、名称については「～市～子ども条例」というパターンが一番多い。また、個別独自色を出している自治体もあり、例えば阿波市であれば「阿波っ子条例」という名称である。鳴門市としても県内随一の子育て応援都市を目指しているということを示したいと思い、独自色を出すような名称を考えた。

(委員)

案Cの「鳴門市えがお輝く子どもを守り育む条例」が全て入っていて良いと思う。

(委員)

名称案について市民や子どもから募集は行わないのか。市民や子どもから募集を行えば、「自分たちが考えた条例」という意識が芽生えるのではないか。

(鳴門市)

翌月の2月に鳴門市議会が始まり、市議会で認めていただき条例施行となる。4月(来年度の最初)に条例施行を目指しているため、今のタイミングで子どもから意見をいただくのは時間的制約から難しいと考えている。

パブリックコメントの中で名称についての意見もあるかと思っていたが、なかったというのが現状である。

(委員)

先日、県外から来た人が、鳴門市は「渦」を主体にした名前が非常に多いと言っていた。この会場も「うずしお会館」であるし、「道の駅くるくるなると」も渦を連想させるものであるし、ヴォルティスも語源が「渦」らしい。それに掛けるわけではないが、鳴門市の子どもということや簡単に覚えやすいということで「鳴門市うずっ子条例」というのはどうか。

(会長)

皆さんから「鳴門市ニコニコ条例」「鳴門市子ども条例」「鳴門市うずっ子条例」と素晴らしい名称案が出ている。鳴門市の子どもたちに馴染みのある条例にもなって欲しいし、条例の前文のところを一言で表せるような条例名でもあって欲しいとも思う。

(委員)

今、委員で考えた3つの名称案(「鳴門市ニコニコ条例」、「鳴門市子ども条例」、「鳴門市うずっ子条例」)から選んだらどうか。

(委員)

「うずっ子」というのは鳴門の子どもという意味であるならば一緒にして「鳴門市うずっ子ニコニコ条例」というのはどうか。

(委員)

前回の審議会の際に条例の啓発活動をどうしていくのかということも審議していた。その中で、教育現場でも授業の一環で啓発を行うという意見もあった。例えば、「鳴門市えがお輝く子どもを守り育む条例」という長い名称よりも子どもたちが簡単に馴染めるような名称がいいと思う。

(委員)

事務局案Cの「鳴門市えがお輝く子どもを守り育む条例」の「子どもを守り育む」の部分を抜いて「鳴門市えがお輝く子ども条例」というコンパクトにしたものも1つの案として加えて頂きたい。

(鳴門市)

事務局案を決める際にどうしても大人目線から決めている部分があった。子ども目線から考えると「鳴門市うずっ子条例」が子どもたちにとって親しみやすいのではないかと思う。

(委員)

事務局の名称案を見た時に、案C(「鳴門市えがお輝く子どもを守り育む条例」)がすごく分かりやすいと思った。しかし、先程「鳴門市うずっ子条例」という意見が出て、シンプルに鳴門のことを表現していていいと思った。条例名の下に、何かサブタイトルみたいなものはついたりできないのか。

(鳴門市)

条例自体に正式な形でサブタイトルをつけるということは難しいが、これから広報・啓発する中でパンフレット等に通称として「うずっ子条例」などと記載して周知することは可能である。

(委員)

私も「鳴門市うずっ子条例」がシンプルで分かりやすくいいと思う。鳴門市の条例なので「鳴門市」はつけておいた方がいいと思う。

(委員)

鳴門市子ども条例という形で今まで審議してきたので特に新しい名称は浮かんでこないが、子ども目線の条例名がいいと思う。

(鳴門市)

皆さまから意見を頂き、「鳴門市うずっ子条例」のご意見が多いようなので、事務局としても「鳴門市うずっ子条例」でお諮りして良いか。

(会長)

皆さん、名称案は「鳴門市うずっ子条例」でよろしいでしょうか。

**【異議なしの声】**

(会長)

鳴門市ならではの名称を皆さんで考えて頂いたと思います。ありがとうございます。続いて、条例の内容について引き続き、事務局から説明をお願いします。

**【条例内容について事務局説明】**

(委員)

若い人は働く場所があっても買い物や遊ぶ場所がない地域には定着しづらいと新聞記事に載っていた。非常に難しいと思う。交通アクセスが良くなったため娯楽施設がある地域へ行きやすくなったものの、住居の近くに施設があった方がいいと求める人は住居をそちらに移す。鳴門市でも「楽しめるような施設」があればいいと思う。

(鳴門市)

高校生に授業を行った時もやはり高校生の方から遊ぶ所が欲しいという意見があった。例えば、エンターテインメントを提供する企業は子どもがどのようなことを求めているのかニーズを知りたいと思う。子どもたちが「こういうものが欲しい」と声を上げていき、子どもたちが社会参加することで欲しいものを呼び込み、自分たちの町を作っていくという環境を構築していくことも一つの手法であると考えている。

(会長)

他に条例内容の修正等はないでしょうか。

もし、無ければ鳴門市長への答申となりますが皆さまよろしいでしょうか。

**【異議なしの声】**

(会長)

ありがとうございます。審議会から鳴門市長へ答申といたします。  
その他の事項として事務局から何かございますか。

(鳴門市)

2月2日に鳴門市長へ答申を行う予定である。本来であれば条例案と答申書を審議会から提出するため、答申書の内容を皆様にいただくところだが、時間的にもう1度集まるのは難しいと考えている。答申書の内容について会長へご一任ということによろしいか。

(会長)

ただいま、事務局より鳴門市長への答申書の提出を会長に一任する旨の提案をいただきましたがよろしいでしょうか。

**【異議なしの声】**

(会長)

ありがとうございます。ご意見無いようですので、鳴門市長への答申書の提出につきまして、私にご一任いただけたものといたします。

それでは本日予定している議事は以上となります。これもちまして令和4年度第4回児童福祉審議会を閉会します。長らくのご審議お疲れ様でした。

(3)その他

今後のスケジュール等について事務局から説明。

4 閉会